

豊橋中学校跡地の「歓楽街」化問題

— 1950年豊橋における特飲街の動向をめぐる一考察 —

坂井博美

はじめに

本稿は、愛知県豊橋¹において1950年に浮上した豊橋中学校（以降、「豊中」と表記）跡地への特殊飲食店街の移転問題の経緯を検討し、近現代豊橋の性産業地の歴史の変遷のなかにこの問題を位置付けようとするものである。

豊橋では、明治期初期に札木・上传馬に遊廓が設置された後、アジア・太平洋戦争の終結までに東田遊廓、さらには後述する「小池遊廓」へと、2度にわたって性産業地が移動している。戦後も「小池遊廓」の地では、特殊飲食店街（有楽荘）として売春防止法が施行される1950年代後半に到るまで営業が続けられた。一方、1952年には、有楽荘からの「移転」という形式で、これらとは別の場所に、特飲街である東田園が建設された。

しかし、近現代豊橋の性産業地、なかでも戦後の「赤線」を対象とした研究は乏しい。『豊橋市史』は明治初期までの性産業地の状況や東田遊廓への移転問題、廃娼運動などを論じており、町史である『郷土豊橋 札木町四百年史』や『上传馬町誌』はそれぞれ札木、上传馬の貸座敷について詳述しているが²、これらの書を含め戦後の性買売について記述した文献は極めて少ない。阿部英樹『百年前の中京名古屋—愛知県遊廓地域資料集—』（勁草書房、2016年）も、豊橋の遊廓の稀少資料『豊橋花柳界誌料』などを収録し、資料解説・考察を行なった貴重な書であるが、同書の収録・考察範囲も、『豊橋花柳界誌料』が作成された大正期頃までに留まり、昭和期の豊橋の遊廓や戦後の性産業地の動向は論じられていない。

筆者は戦後豊橋の性産業地の変遷を検討しているが、その一環として、本稿では1950年に浮上した豊中跡地への特飲店の進出問題について取り上げる。1952年に東田園が建設される以前、有楽荘の移転先として複数の場所が話題に上がったものの、頓挫していった。そのなかでも大きな話題となったのが、この豊中跡

地への進出である。豊中跡地への移転問題を検証することは、東田園の建設の性格を今後より明確に位置付けていく際の手がかりともなると考える。豊中跡地の利用問題については、豊橋市戦災復興誌編纂委員会編『豊橋市戦災復興誌』（豊橋市役所、1958年）が紙幅を割いており、特にその引用資料の資料的価値からみて貴重な文献である。その他、この問題について論じた論考は乏しく、本稿では新聞記事や議会会議録等を利用して、この問題を明らかにすることを旨とする。

第1章 豊橋の性産業地の変遷

第1節 東田遊廓の成立

現在の市役所周辺は、近世には吉田と呼ばれ、吉田城の城下町であるとともに、東海道の宿駅として栄えた土地である。吉田宿の中心的地域である札木には、本陣と脇本陣、旅籠屋が置かれたが、幕府は旅籠屋に飯盛女を置くことを認めていたため、札木は多くの飯盛女が集められた性産業地でもあった。1843年時点で吉田宿には68軒の旅籠屋があったが³、慶応年間から明治に変わる頃⁴、上伝馬にも旅籠屋営業が認められ、性産業地は拡大した。

1869年に吉田は豊橋と改称、1871年の廃藩置県後に豊橋県となった後、同年に額田県、72年には愛知県に合併された。1906年に豊橋に市制が施行された後、1932年には5町村を合併して人口約14万3千人を数える市となっている⁵。その間、1885年に歩兵第18聯隊が吉田城址に、1908年には豊橋駅の南にある高師村（32年豊橋市に合併）に第15師団が置かれて（軍縮により1925年廃止）、軍都となった一方で、豊橋は製糸業が盛んな地でもあった。

明治期にまず遊廓の地として公認されたのは、それまで飯盛女が置かれていた札木と上伝馬で、1876年のことであった⁶。近世の性産業地が、遊廓として再編されたのである。しかし、豊橋への第15師団の設置を受け、遊廓は移転した。師団誘致運動の際、設置の条件として、大口喜六市長が遊廓の移転・拡張を陸軍省と約束していたこと、また、師団設置にあたって道路の整備の問題からも移転が必要とされたからであった⁷。札木・上伝馬の業者は移転反対運動を繰り広げたが、1907年9月、豊橋東部の一地域を市有財産として買収するための支出を求める案が市会で可決された⁸。県は1907年に「貸座敷取締規則」（1900年制定）

を改正し、豊橋の貸座敷営業の指定地を瓦町と東田にまたがる地域に変更、札木・上伝馬の貸座敷業者は1910年8月末までに新指定地域に移らなければならなかった⁹。しかし、期日までに移転を終えた業者は少なかった。その理由として1958年の新聞記事は、移転先は「赤土」と呼ばれ、人家もまばらなへき地こんなところへ遊廓を作つたところで百姓相手に商売するのも同然」であったから、と述べる¹⁰。当時、市街地から離れた豊橋の東部に位置する瓦町・東田周辺は、人家はまばらで耕地が広がる土地であったのである。

しかし、1911年には東田遊廓の貸座敷数は50軒となり、以後、貸座敷数の増減は少ないものの娼妓数は増加していく¹¹。東田遊廓の設置以降、1925年には豊橋電気軌道株式会社によって、豊橋駅から東田遊廓までを結ぶ路面電車が開通し、豊橋東部の住宅地化の端緒が開かれた。1928年には市街地と東田遊廓をつなぐ地域で東田土地区画整理事業が着工、1930年には遊廓の南側で東部土地区画整理の工事が始まるなど、市街地拡大の基盤が形成されていった¹²。

第2節 「小池遊廓」の登場

アジア・太平洋戦争末期の1944年、東田遊廓の業者は再度移転を余儀なくされた。戦前・戦後で多少範囲にずれがある可能性があるものの、移転先は概ね戦後の有楽荘と同じく、小池町・橋良町の両町にまたがる一角と考えられる。市の中心部や東田遊廓が東海道線の東側にあるのに対し、小池町・橋良町は西側にあり、軍関係施設の広がる豊橋北西部のなかに位置していた。もともと移転地域を含む周辺約100町歩の地域は主に農地であったが、1921年に福岡耕地整理組合が設立された後、区画整理と用排水の確保のための工事が進められていた¹³。『豊橋市史』によればこの事業は、名目上は耕地整理であるものの、「内容は土地区画整理事業であり、地域の市街化をねらったものであった」という¹⁴。

貸座敷業者の移転は軍の命令によるものといわれ、1958年1月3日付『豊橋新聞』ではその状況は以下のように語られている。

大崎の現東都製鋼敷地に海兵団が設□され、軍需工場が建設されるとともに「寄宿舎の建設資材として提供せよ」という軍の命令やむなく東田遊廓の五十六軒

表 「愛知県下の業態数」〔東田遊廓・有楽荘・東田園のみ抜粋〕

	昭和 10〔1935〕年		昭和 19〔1944〕年		昭和 21〔1946〕年		昭和 28〔1953〕年	
	業者数	従業婦数	業者数	従業婦数	業者数	従業婦数	業者数	従業婦数
有楽荘(旧東田)	55	275	39	150	45	150	45	185
東田園							35	168
〔愛知県内〕計	492	2,935	480	1,573	600	2,560	728	3,468

出典：市会事務局調査課『原議案綴（その3）』市会事務局、1953年5月15日～1953年12月25日（名古屋市政資料館所蔵、受入番号市会S84）をもとに作成。〔 〕内の記述は坂井。本資料では、東田遊廓と有楽荘が「有楽荘（旧東田）」として同一行にまとめられている。1944年の数値が小池移転後のものか、あるいは東田遊廓での数値、ないしは両方を含む数値かは不明。「有楽荘（旧東田）」の備考欄に「昭和二十年戦災により東田町より移転」とあるがこれは誤りと思われる。

のうち三十軒が、現在の有楽町に移り、あとの二十六軒は廃業〔カ〕した
 一方有楽町には当時芸者置屋が三十数軒あり青線地帯を形成していたが、芸者とは名だけで私娼に近いものだつたらしく…略…この芸者置屋のうち東田遊廓の業者が移つて来ると同時に十八軒が看〔カ〕板〔カ〕を替え 芸者はそのまま娼妓に早変りしたこうして終〔カ〕戦も間近い十九年六月に小池遊廓が□生、軍の慰〔カ〕安所として空襲の激〔カ〕化で灯火管制当時も□々と営業、文字通りの「不夜城」をほこつた¹⁵

人々は同地区を「小池の遊廓」などと呼んでいたらしいが¹⁶、通称「小池の遊廓」が制度的にどのような性格のものとして成立、維持されたのか、業者の移転の経緯や戦後の特飲街としての内実はいかなるものだったのかなど、その詳細は未だ明らかではなく、今後さらに検討の必要があるがこれについては稿を改めたい。いずれにせよ、この地区は、建設まもない45年6月、豊橋空襲で被害に見舞われることになった。

第2章 豊中跡地における特飲街建設問題の浮上

第1節 戦後初期の有楽荘の状況

豊橋の空襲被害は甚大で、市街地の大半、市全体でも全戸数の7割が焼失した¹⁷。田に囲まれた「小池遊廓」周辺の状況を、戦災地域図で確認すると、「遊廓」の区画一帯のみが集中的に被災していることがわかる。回顧録によれば、焼け残っ

た店は4、5軒ほどであったが、以下のようにすぐに再建されたという。

そして終戦。アメリカさんが入って来て旭町の有名だった旅館「米久」とか予備士官学校の建物などに駐留していて、ジープで乗りつけてくる。当時はバラックを建て、一つ家で二軒が営業するという状態だったが、女性は百人位いた。

千歳劇場の支配人で英語のできる人がいたので通訳を頼んだり、それは大変だった。警察署長だった大野佐長さんも心配してくれ、ふとんをあっ旋してくれたり、材木を優先的に配給してくれ、遊郭が復興した¹⁸。

この記述から、戦後豊橋の性産業の復活は、日本政府・地方自治体によって行われた占領軍兵士の買春のための体制整備を背景になされたことがわかる。

敗戦後まもなく、内務省は各庁府県長官に宛てて、GHQの軍の「性的慰安施設」設置に関する通牒を出す。その後の46年1月にGHQが公娼制度廃止を命ずる覚書を出す。周知のように、1946年11月に内務・厚生・文部三次官会議で決定された「私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策」は、「特殊飲食店等」を「風致上支障のない地域に限定して集团的に認める」とし、特殊飲食店における性売買は黙認された¹⁹。なお、特殊飲食店等は、既存の地域にあるもののみとされたが、都市計画などで必要な場合には「風教上支障の少ない地域に集团的に移転せしめる如く指導」することともされている²⁰。

小池の性産業地はいつの頃からか、「有楽荘」と称された。戦前から行われていた福岡耕地整理組合の整地事業の工事が1945年12月に完了した後²¹、翌年7月に小池・橋島の区域変更および町名改称が施行され、集娼地域は有楽町と改称された²²。「有楽荘」の名称とこの町名変更は、時期の前後は不明であるものの関係性が推測できる。同地の業者数は前掲の表によれば1946年時点で45、そこで働く女性は150人を数えたが、そのなかには東部への再移転を望む動きもあった。1958年発行の『豊橋新聞』は、戦後初期の豊橋東部の動きを以下のように述べている。

戦後旧東田遊廓□は県住宅公団が買取つてバラック住宅を建て、罹災者、引揚

者に貸していたが、飲食店をはじめものが多く、私娼を置いたあいまい宿も出現して私娼街となつてしまつた…略…

当然有楽町の特飲業者から横やりの出る結果となり「売春類似行為は許せない」と赤線業者の組織団体の全国性病連盟や警〔カ〕察〔カ〕当局に取締□を再三再四にわたつて陳情、豊橋〔カ〕市警では早速取締りを強化、警察に□引される業者の無い日は珍しいぐらいだが業者の方が警察より一枚上であいまい宿は減るところかふえる一方、二十三年にはついにGHQの出□となり、武□したMP二十余名を乗せたジープ三台を差向けるという騒ぎになつた こうした取締りの強化や有楽に移つた旧東田園〔カ〕業者の□□が手伝つて二十五年ごろになつて「東田□復活」の声が高まつた 折から坂上、黒福〔カ〕、吾妻など旧東田遊廓周辺の四カ町は東部地区発展のため町民大会を開いて「東田□復活」を決議、この運動〔カ〕に油を注ぐことになつた²³

この記事には正確でない情報もあり、記述内容すべてを事実と捉えることはできないが、豊橋東部への特飲街の設置を推進する動きがあつたことは、1949年発行の記事でも、「最近市電の移転、競輪場の設置などから、昔の実績を考へて東田方面にも特殊カフェー街を設置して、競輪に集るお客たちを吸収して賑わせようというので既に東部発展会と地元民の一部では積極的な運動に乗り出しており、きよう市長に陳情を行う模様」と言及されている²⁴。以上の記述から、有楽荘の業者と、商業的繁栄を求める豊橋東部の利害の一致により、特飲街設置の働きかけがなされていたことがわかる。

しかしその後の記事は、東田での建設はほぼ不可能との見立てを示し、「県建築課豊橋出張所の話しではこんどの臨時住宅建築の緩和で行つてもこれは遊戯場の新增築は全然認められず考えられるのは小池有楽荘が旧東田遊廓跡への移転であるがげんざい旧遊かくの跡は市営住宅その他の宅地になつているので許可の面からみて難しいと思う」と述べている²⁵。旧東田遊廓はこの時期、すでに住宅が新たに建ち並んでいた。敗戦後、罹災者や引揚者などの住宅難が問題となり、豊橋市では旧軍用施設等の住宅転用や、簡易の住宅を建設するなどの住宅対策が実施される。市有地であつた旧遊廓一帯は、空襲による被災は免れた後、住宅営団

によって6坪住宅が70戸、13坪建てが15戸建設された²⁶。建設の状況の詳細は明らかではないが、1946年8月付で愛知県公報に住宅営団を申請者とした建築線指定が告示されていることが先行研究で明らかにされている²⁷。しかし、住宅営団は同年12月にGHQによって廃止され、東田を含め住宅営団が携わった住宅の所管をどこがもつかが問題となったが、市は改装・補修の費用がかかることを見込んで市営を見合わせため、県営として管理されることになった²⁸。

住宅地化がみられた一方で、前出の『豊橋新聞』記事が述べるように性産業関連店も一部営業していたらしく、「特に吾妻町の様に住宅と特飲店とが半々の町内²⁹」というイメージもあったようだ。同時に、「現在の吾妻町ですら住宅街の中にあるためその影響よろしからずとの事にて移転を要求されていると聞きます而し現吾妻町のこうした業者は有楽町のふん囲気とは全然異り業者も住宅街なる為め警察の指示もある為めでせうが相当自粛して居、住宅街なる為め一□カモフラージュされている感がなきにしもあらずの気が」する³⁰、というように、特飲街である有楽荘とは異なるものとも認識されていた。

最終的には、旧東田遊廓に隣接する地域に東田園がつくられることになるわけだが、東田園の建設以前、特飲街の移転先として話題にのぼった地域が豊橋市内で他にいくつか存在する。その中でも、もっとも紛糾した地区が旧制の愛知県立豊橋中学校跡地であった。

第2節 豊中跡地「歓楽街」建設問題の浮上

豊橋中学校跡地は中柴町（現在は大国町）、豊橋駅から1km弱ほど南東に位置する。吉田城址に移転した戦後の市役所までは1kmである。豊橋駅から約3km、市役所まで約2kmの距離がある東田遊廓や東田園と比較すると、利便性に優れた地域である。この学校の始まりは1893年開設の私立補習学校で、1900年に愛知県第四中学校となったのち、1922年に豊橋中学校に改称したものである³¹。1905年から豊中が校舎を構えていた中柴町周辺は、空襲前まで、住宅街であるとともに、商店や、豊中および新川国民学校（小学校）などの教育機関も置かれた地であった³²。しかし、豊中は45年6月の空襲で全焼したため、他校の校舎を借用した後、翌年1月に豊橋陸軍予備士官学校砲兵隊跡（富本町）に移転して

いた（1948年に県立豊橋高等学校に転換後、同じ年に学校統合で豊橋時習館高等学校となる）³³。1万5千坪の広さをもつ旧豊中の敷地は県有地であり、被災後その一部に県に分譲住宅が建設されていたが、残った敷地の活用は市当局にとっても関心事であり、市はこの敷地の払下げを申請、1950年10月31日に許可を受けた³⁴。のちに大竹藤知市長はこの経緯について、「県営住宅をたてて各個人に払下げをすると商店街にすることができない、そういうことで県に交渉して払下げの懇請」をしたと述べている³⁵。

払い下げ対象のうち6千坪の利用方法について、検討がなされた。この問題は、同月開催の市議会でも取り上げられた。影山栄一市議が、「工場誘致についての交渉が成功した暁において観光都市として豊橋が建設されなければならないが、目下のところ他都市の人々を誘致する施設のないのは淋しい 本市に大阪の道頓堀岐阜の柳ヶ瀬などの商店繁華街を建設する考えがあるか」と質問し、市長が「観光を充実したい考えはもっている…略…例えば豊橋中学跡などは国体でもすみましたら、すゝみたいと思う」と返答した。これに対し影山市議は、「市長の御答弁を承つて大いに意を強くする 豊中跡に最近 赤十字病院 を建るということを聞いているがこれは繁華街建設の構想からいつて邪魔ものになつている豊中跡は繁華街にすると指定したら、とやかくの噂もなくなるとおもう」と、豊中跡地の「繁華街」化を推奨している³⁶。

この発言中にもみられる「繁華街」という表現は、その後も「歓楽街」の語と距離を置く意味で頻繁に使われ続けられることになる。豊中跡地問題の議論において「歓楽街」の語は、特飲街の進出を含む意味で概ね使用されている。1958年刊行の豊橋市戦災復興誌編纂委員会編『豊橋市戦災復興誌』は、「この地域を市民の一部において歓楽街にしようという意見があったが、市当局・婦人会などの強力な反対があつて立消え」と説明し³⁷、「歓楽街」化への運動は民間の一部の動きにすぎないと立場をとっている。大竹藤知市長も、1951年3月5日開催の市議会定例会継続会で「豊中跡の敷地の利用については何かそこに明るい、にぎやかな町をつくることを希望しているが、そういうことがたまたま誤解されて大変私も迷惑しております」と発言しているが、ここでの「誤解」とは特飲街の進出を意味すると思われる³⁸。

一方で、当時、市や市議会が「歓楽街」の建設を計画しているとの観測は広くみられ、1950年11月26日付『東三新聞』の「時論」欄の記事では、「市理事者や市会議員の一部あるいは大部の諸君は、ここを歓楽街にしようと考えているそうである。有楽町のパンパン施設を移転するとか、独自新規に目先のかわつた享楽施設をつくるとか、あるいはそういう具体的なことを言わず、とにかく繁華街を建設するとかの取沙汰は紛々としている」と述べられている³⁹。別の記事でも、「市理事者に於ては市会の空気に動かされて同所に歓楽街を作らんとする意図の下に、去る十七日の市議会全員協議会でこれを協議した上十一名の委員を作つて調査研究することになつた模様」とされている⁴⁰。

この元豊中跡敷地利用対策委員会は、11月に第1回の会合が開催、委員長・副委員長として市議会議長・副議長を選出、委員会は市の理事者に対して速やかに立案するよう要請したというのが、これを報じた新聞記事は、「最初全員協議会で決議した繁華街の意味は特殊飲食店街ではなく、なにかそこに中心を置いた商店街建設の意向に傾いている模様である」と報じている⁴¹。12月3日の新聞では、地元住民の強い反対受け、市議会でも歓楽街化断念の意見が強くなっていること、とはいえ裁判所を含む官庁街にすることへの反対も強いともされている⁴²。敷地の利用については、後述する裁判所をはじめ、「日赤豊橋病院」や日本運送、「街商組合」も手を挙げたほか⁴³、結婚式場にするという意見や⁴⁴、小動物園などを含む児童向けの遊覧地を推す意見⁴⁵も浮上した。

「歓楽街」化が劣勢とされるなか、12月初旬、有楽荘組合長が、声明を発表した。声明は、1910年に旧指定地から東田に移転を命じられたこと、戦時期には軍の命令によって小池に移転したこと、終戦後は「私共業者は戦争の犠牲によりて移転を命ぜられたのでありますから、かつての東田へ復帰致したい」と思ったものの東田は市営住宅が建ち移動不可能となった、という経緯を説明したうえで、以下のように述べている。

最近市は県より元豊中跡の払下げを御受けになつた事を聞き及び幸いに私共業者に払下げを得るならば現在の社会情勢を考慮に入れまして今迄の業態を一大改革して徳川時代から流れて居ります悪風を打破致しましてアメリカ式営業

方針を以つて温泉、浴場、ダンスホール、料理待合、カフェーの業態を総合的に経営する構想のもとに計画したのであります

勿論私共業者は市民各位の御支援がなくてはならぬ業態でありますから世論によつて進みたいと思つて居ります⁴⁶

ここでの「悪風」の「打破」が何を意味するのかが明示されていないが、「現在の社会情勢」を考慮に入れて、既存の特飲店街とは異なる業態で営業するとして理解を求めている。しかし、数日後の12月7日報道では、有楽荘の業者内部でも賛否がわかれつつあることが記される。それによれば、「是が非でも豊中跡への移転を希望」する意見のほかに、「最近になつて一部業者のあいだに特殊カフェー街は一括して元東田遊廓の北“対山荘”付近へ移転したらいいという説」も業者内に台頭、また「都市計画の循環道路の完成によつてバス、その他の交通網の目鼻さえつけば現在の有楽荘も活気を呈するから移転の要はあるまいという説」、「人工的繁華街がかつての天神街の失敗のごとく期待はずれに終るかもしれないという自重論も強くなつて」きたという⁴⁷。

第3章 移転問題の帰結

第1節 「歓楽街」化反対運動

市議会や豊中跡利用対策委員会、特飲店の議論の変化や動揺は、「歓楽街」化の動きに対する各方面から反対意見の大きさを受けてのものだったと考えられる。先述の『東三新聞』の「時論」は、反対の立場をとる集団を以下のように分類している。第一の集団は裁判所・「弁護士団」、第二は元豊中の卒業生集団、第三に「社会党支部」、そして第四に「教員組合、キリスト教会、婦人会その他社会風紀上」から反対する集団の4グループである⁴⁸。

第一に法曹が挙げられているのは、裁判所も同地への移転を希望していたためである。豊橋市には当時、名古屋地方裁判所豊橋支部や豊橋簡易裁判所、名古屋家庭裁判所豊橋支部が置かれていた⁴⁹。戦前の裁判所は空襲で全焼したため移転し、元軍用施設を増築して臨時に使用していた。しかし、そこは狭隘であるとして、新たに国の予算約1億円で4千坪の敷地に3階建てを建設することを計画、

地理的、環境的観点から豊中跡をその敷地として適当とみて、50年4月、すでに市に対して移転の申し入れを行っていた⁵⁰。歓楽街化問題が浮上した後の11月20日、裁判所と弁護士、商工会議所会頭、福祉委員と市、市議会議員代表などで構成される委員会の協議会が開催された。この会合で裁判所側は、豊中跡への裁判所の移転をすでに市長に対して申し入れていたにもかかわらず「今回の措置は甚だ遺憾」であるとし、年内に敷地の決定がなされない場合、その建設予算は他の裁判所の建設に振り分けられてしまい当面は豊橋の裁判所の新築はおぼつかなくなる、との強硬意見を述べた⁵¹。さらに、11月24日には名古屋地方裁判所が市長と議長に豊中跡地を移転第一希望地として斡旋を申し入れたことが新聞で報じられているが、記事では、「一説によると豊中跡が駄目になった場合は拘置所西側のソウ合グラウンド補助グラウンド三千坪の敷地を提供するのではないかという意見も相当有力化している」とも述べられている⁵²。その後の12月7日時点でも「市当局の意向としては裁判所側の移転敷地を他に物色するという線を固執しており、元八町練兵場北側の空地三千坪を第一候補にあげて近く裁判所側と接渉するはず」というように、市側は、豊中跡以外での裁判所建設の方向性を探っていることが報じられている⁵³。

第二、第三集団の詳細は明らかでないが『東三新聞』では、第二については豊中の同窓会において歓楽街建設反対のための対策を練る動きがあったといい⁵⁴、第三については「社会党支部の諸君は、これが一部の^{ママ}一々、特に市会議員の諸君のうちの誰彼れが、利権あさりのための画策だ」との批判を行っているとする⁵⁵。

第四の異議申し立て諸集団として挙げられている学校、教会、婦人会のなかで、最も中心的な位置を占めたのは、豊中跡と0.3kmほどの近接地にある新川小学校であった。豊中跡周辺に松山校区と新川校区の境界があったが、11月27日には新川小学校で校区民と市関係者が会する集會が開かれた。この会については、『豊橋市戦災復興誌』が記述している。同書によれば、集會には、中部中学校PTA代表、「松山校区社会教育係」、婦人会、「キリスト教会連盟代表」のほか、豊川高校代表も集結、市からは総務課長や助役、市会議長、学務課長が出席し、以下のような討議が行われた。

A 議長ははっきり歓楽街としたいと、新聞に述べていた。この点議長の御意見をききたい。

市議会議長 皆様の意志を裏切ろうとは思わない。肚の中には考えていることはある。たとえてゆえば一応商店街を開いても生計は立たない。そこである程度の経費をだしても中心となるものを作りたい。決して現在の市議は聞取引はしていない。

A 高級待合をつくる案で相当話しが進んでいるとの批判がある。この点如何。
市議会議長 私は知らない。

A 繁華街建設の問題は速やかに中止を命じてもらいたい。…略…又最初は待合からだんだん有楽荘式に変わってくる憂いがある。

B 有楽荘方面への交通の設備は何かやらぬか。

総務課長 ここだけの施設は考えていない。ただ南部方面への対策は考えている。

B 反対、歓楽街は遠かく地がいい。中心地に造ることは町の発展に逆行する。教育にしても新川校の児童がどんな影響を受けるか、中学校の生徒になれば生意気になり廻り道をしても通りたくなると思う。

C 中心にはビジネスセンターとか官公衙街にした方がいい。…略…

D 婦人 私は豊中跡を子供の運動場としてほしい。…略…

総務課長 反対問題だけでなく、今の婦人のように豊中跡への利用の建設的意見を出してもらいたい⁵⁶。

討議終了後は、校区民の大会に切り替わり、「新川校区民大会」の名で「元豊橋中学校跡敷地へ歓乐的繁華街の新建設は風教上茲に絶対反対す」との決議文を採択した⁵⁷。決議文は「新川小学校 PTA、同婦人会、松山小学校 PTA、中部中学校 PTA、同母性同盟豊橋支部、豊橋キリスト連盟、豊橋青少年愛護母性同盟」や旭幼稚園を含む3万名とみられる反対陳情書とともに、12月1日に市に提出された⁵⁸。以上に登場する団体は、新川小学校以外も学校を基盤とした集団が多い。松山小学校は新川小学校同様に豊中跡に程近い小学校であり、中部中学校は

新川・松山両小学校を校区とする 1947 年発足の市立中学校⁵⁹である。豊橋青少年愛護母性同盟は、戦後になって小中学校の母親たちの会を「母体」に、青少年不良化防止などを目的に市内の各校区計 2 万 2 千人で結成された団体とされる⁶⁰。また、旭幼稚園は日本基督教団豊橋旭町教会附属の幼稚園(1907 年開設)で、戦時期まで豊橋東部にあったが戦災により焼失したため会堂とともに中柴町に移転、豊橋中部教会に改称した教会施設を使って 1950 年に再開したばかりであった⁶¹。再開した幼稚園は、豊中跡の空き地のすぐ北側の区画に位置していた。「松山校区社会教育係」の詳細は不明であるが、松山校区社会教育委員会の関係者を指すものとも考えられる。校区社会教育委員会は社会教育推進のために、1940 年代後半に校区ごとに組織された組織である⁶²。以上のように反対運動は、校区という地域的まとまりが重視されたうえで、小学校を主とした教育機関との繋がりの強い PTA・女性団体が中心となって行われていたことがわかる。

その他の集団として教会の存在が挙げられる。あるいは教会の動きには、前掲の旭幼稚園が教会附属であったことも関係しているかもしれないが、「豊橋キリスト教会連盟」は 1950 年 11 月 24 日、独自に以下の声明書を発表している。

…略…万一噂の如く歓楽街建設ともなれば衆知の如く幾多の教育、教化機関や官公署、住宅等を含む市の中央部に永久に汚物を投ずるものであり、その可否は何人と雖も判然たるべき筈でありますこの明白な問題が明白に処理されぬ所に風教上の軽視があり従つて市民に対する重大な侮辱と不安の危機が伴うのであります…略…⁶³

この「豊橋キリスト教会連盟」の声明も含め、特飲街移転反対の声の多くは、風紀・教育上の観点を強調する見解であった。先述した『東三新聞』掲載の「時論」も「歓楽街」建設反対の立場をとっているが、それは「パンパン街がいまの社会に必要であることをも僕は認〔カ〕める。けれどもその必要はあくまで人間の「逃げ場」であり、便所である」というように、特飲街の全面的廃止を主張したのではない。「いかに便所が必要不可欠であるとはいえ、これを家の中央部にはもつて来ぬ。…略…要はたゞ風紀、教育の点にある。…略…パンパン諸君の

立物もそれで食おうとする人々の個人的事情を考えぬでもない。しかし社会公共的利害得失は別だ⁶⁴ という理由によるものであり、特殊飲食店で働く女性の視点に立つものではなかった。

以上のように反対運動が盛り上がりをもせたが、一方で「繁華街」の建設を望む陳情書も12月20日付で市議会議長宛に提出された。この陳情書はまず、豊中跡に有楽荘組合が移転し歓楽街が出現すると「松山新川両校区のPTA」などが「誤解」し反対の陳情をしたが、「其の後市長の真意も市議会の意向も^{ママ}歓楽街の建設に非ずして繁華街商店街を中心とするものなりと承り喜こんでゐた」と述べたうえで、以下のように訴える⁶⁵。

然るに最近に至り市長は繁華街の計費〔カ〕は地元民の反対を理由に取止め裁判所、検察庁、市役所等の官公衛と運動場とに活用すべく決意したと聞き、これこそ地元民の民意を理解せざる行為と存しがく然としてゐる次第です

…略…

元松山校区が本市の中央に位し地形的にも有利な条件に恵まれ乍ら今日迄商店街として繁栄の機会を逸し来た原因の一つとして豊橋中学校ありし為めとも云はれて居るのであります今回地元民の総意により豊中跡敷地に裁判所検察庁市役所等の官公衛^{ママ}及び運動場等の建設に反対致しますと共に最初の計画通り他都市に誇る信仰を中心としたる繁華街の建設にまい進して戴く様陳情を申上げる次第であります。

この陳情書は、松山町、中柴町、大手中柴町、前田南町、西小田原町の各連絡員などの名で出されたものである。これらは、松山校区のうち、豊中跡の西側および北側を中心とした地域にあたる。陳情書の文面からは、名を連ねた地域のなかに、「商店街として繁栄の機会を逸し来た」との認識のもと、その挽回を図ろうとの意向が強くみられたことがわかる。とはいえこの陳情も、特飲街の進出・「歓楽街」化ではなく、「繁華街」化を主張している。

以上から、新川校区が区民大会を開き「歓楽の繁華街」反対の動きの中心的役割を担ったのに対し、隣接する松山校区では、松山小学校PTAは反対運動に参

加しているものの「繁華街」建設推進の希望も大きかったことがわかり、そのことによって「歓楽街」化反対運動への関わりに両区域で温度差が生じたと考えられる。

第2節 豊中跡地のその後

12月21日の市議会定例会で大竹市長は以下のように発言、最終的に豊中跡地を裁判所敷地とする決定がなされた。

名古屋の中島高等裁判所長ほか数名の方が来てのお話で、敷地かない場合は永久に今予算のあるものも出来ないとのことで、それでは本市の立場としても考えねはならんということになつて一昨日の全員協議会にお諮りし最小限度に市の貰える敷地を提供し現在の敷地と併せてこれで建設して貰いたいということをお願いした訳である…略…裁判所があるためにますます繁^マ華街な明るい街になるとも申されないか堂々たる建築物ができるということには間違い無い、もとより裁判所をそ〔カ〕こにもつていくことかよいとは考えないか、万策つきの結果で、この由を皆さんに申上げて協議会でもお願いした訳でありますからどうぞ左様御諒承を願います⁶⁶。

ただし、裁判所側の要求は4千坪であったのに対し、実際には豊中跡の東北部、県有地と市有地あわせて約3千坪に縮小された⁶⁷。その南側部分は当初の計画通り、繁華街建設に当てようとの意見は根強く、先述の影山市議は以降も市議会でも敷地の利用方法や繁華街化の意思の有無を市長に質問し、市長も「何かそこに明るい、にぎやかな町をつくることを希望している」と発言している⁶⁸。この後、裁判所の建設は、一時は費用の問題から実施が危ぶまれたものの、1957年に完成した。跡地には裁判所のほかに、1948年から豊橋公共職業安定所が置かれていたが、その後も、52年には豊橋社会保険出張所や豊橋児童相談所、53年に愛知県豊橋保健所、56年に豊橋労働基準監督署が置かれるなど、諸官庁の集約地となったほか、公園もつくられた⁶⁹。結局のところ、同地の「歓楽街」・「繁華街」化は頓挫したことになる。この挫折には裁判所側の意向が強く働いているが、加

えて、地元の「歓楽街」化反対運動も影響を及ぼしている。市長や市議会側の発言の揺らぎから、彼らの言動が市民の反応を探りながら行われ、否定的反応の大きさを受けて、徐々に商業地利用の方向性を後退させていったことが感じられる。

1950年はまさしく、特飲街の新たな建設が問題として全国的に大きく取り上げられはじめた時期にあたる。最初に、売春防止法制定までの性売買に対する法制化論議の流れは以下の通りである。まず1948年、国会で売春等処罰法案が提出されるが、審議未了で廃案となる⁷⁰。その後、日本の独立に伴い、売春をさせた者への処罪に関する勅令第9号が無効となる可能性が出たことで、1951年に日本キリスト教婦人矯風会らが結成した公娼制度復活反対協議会などによって、勅令第9号の法制化を求める運動が行われた。この勅令は翌52年5月に国内法となったが、反対協議会は幾度か名称変更をしたのち、売春禁止法制定促進委員会となり、売春禁止と処罰のための法案提出を目指して働きかけを開始した⁷¹。53年には売春等処罰法案が国会に提出されて審議未了となったあと、法制定に向けて超党派の衆参婦人議員団が発足、さらに売春問題対策協議会の設置が閣議で了承された。藤目ゆきは、この協議会の委員には婦人矯風会の久布白落実も名を連ねるなど、「五四年初め頃には売春禁止法の制定に向けて官民が提携する態勢が整っていった」（15頁）とする。こうしたなかで、これまでの「赤線」の黙認政策は揺らぎはじめ、53年7月には吉田茂内閣の犬養健法務大臣が「黙認思想」の再検討の必要を明言することになった⁷²。その後、幾度か法案の提出が重ねられたのち、1956年に政府が売春防止法案を提出、成立をみることになる。豊中跡地における問題が浮上した1950年は、以上の流れの中間地点にあったといえる。

一方、先述の通り、1950年前後は各地で持ちあがる特飲街建設計画に対しても、大きな反対運動が行われた時期である。1949年に東京の武蔵野市における特殊飲食店建設の反対運動が起きるが、当初の計画から大きく縮小する形で1950年秋から「武蔵八丁特飲街」として営業が開始された⁷³。また、1950年には東京の池上での特飲街建設の動きに対して住民や女性団体、PTAの反対運動が起きて、参議院公聴会が開催されることにもなり、建設は断念された。51年には東京の王子の特飲街について特飲街建設反対既成同盟が結成、52年には広島で特飲街建

設の反対運動が行われている⁷⁴。そして愛知県でも1950年には豊中跡地問題のほか、豊川市で特飲街移転問題が浮上し反対運動が起きている。

豊橋市で発行されていた『東三新聞』では、当時、豊中跡の敷地問題を連日のように報道するなか、豊川市の特飲街移転問題についても度々取り上げていた。それによれば、豊川の谷川町にあった「円福荘」が交通の便の悪さから豊川稲荷遊園地裏の敷地への移転を望み、「豊川市都計課に諒解を求めた所同課も乗り気になつて話は具体化する結果となつた」ものの、この場所には豊川高校、豊川中学校、小学校などが近距離にあり、「教育上から面白くな」として反対運動が起こった⁷⁵。豊川高校の教諭を実行委員長に、豊川教職員連合会、婦人会、PTAなどが集結して反対署名運動が行われ、旧豊川町5千戸のうち4千8百戸の署名を集めるなどした⁷⁶。本章第1節で取り上げた新川小学校で開催された豊中跡地「歓楽街」建設反対の大会には「豊川高校代表」も出席しており、両地域の運動間で多少なりとも情報の共有などが行われていたであろうことがわかる。

おわりに

以上で検討した通り、豊中跡地への進出という有楽荘業者の意向は、実現しなかった。豊中跡地の利用問題において、有楽荘の業者が同地への進出の希望をもっていたことは有楽荘組合長の声明から明らかであるが、市長や市、敷地利用対策委員会らが当初、特飲街「移転」についてどのような意向をもっていたか史料からは明らかでない。当初の発言は不明であるが、少なくともこの問題が広く批判的に議論されるようになって以降は「歓楽街」という表現を避け、「繁華街」の語を使用している。裁判所側の要求という要因が大きかったとはいえ、住民の強い反対のなかで、公有地を、特飲店の進出が噂された「歓楽街」化することは、東田遊廓への移転の際とは異なり、もはや不可能であった。

豊中跡への特飲街移転問題と前後して、歓楽街建設の話題は他の地区にも浮上する。たとえば、豊橋駅から程近く駅の西側にある花田町にも、戦災後の復興が遅れて衰退していたことへの対策として「今までの歓楽街をより上品にした高級歓楽街建設」の計画が浮上、敷地買収へ向けた動きがあった⁷⁷。また、被災した東田小学校の跡地にも特飲店の移転話があったようであるが、これも反対の声が

あがり、立ち消えとなった⁷⁸。最終的には元東田遊廓の隣接地に東田園がつけられるが、なぜ、どのような経緯で建設に至ったのか、この問題については別稿に期したい。

【付記】本研究は、JSPS 科研費（課題番号 16K02054 「1950～1970 年代日本における性売買構造の展開」）の助成を受けたものである。なおこの論文には、藤野裕子氏（早稲大学文学学術院准教授）と実施した豊橋市中央図書館での資料調査の成果を含んでいる。

¹ ここでいう「豊橋」は、現在の豊橋市の市域を指す。

² 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史』全 8 巻・別巻、1972～1991 年。山田誠二編『郷土豊橋 札木町四百年史』札木町内会、1989 年。『上伝馬町誌』上伝馬町誌編集委員会、2004 年。

³ 前掲、『郷土豊橋 札木町四百年史』札木町内会、1989 年、43 頁。

⁴ 「東田遊廓沿革史調査報告（第二報）」1937 年 12 月 27 日（『豊橋市東田遊廓沿革調』愛知県史編纂係〔愛知県公文書館所蔵〕は、「慶応四年九月十六日許可」と記す。

⁵ 豊橋市ウェブサイト「豊橋市の歴史（戦前）」<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17333.htm>（2022 年 1 月 30 日閲覧）

⁶ 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史』第 3 巻、豊橋市、1983 年、1122～1123 頁。

⁷ 同前、169～170 頁。豊橋市政五十年史編集委員会編『豊橋市政五十年史』豊橋市、1956 年、70 頁。

⁸ 前掲、『豊橋市史』第 3 巻、170～172 頁。

⁹ 愛知県警察史編集委員会編『愛知県警察史』第 1 巻、愛知県警察本部、1971 年、547 頁。

¹⁰ 「振袖を着ない千姫」『豊橋新聞』1958 年 1 月 3 日 3 面。

¹¹ 各年の『愛知県統計書』（愛知県）を参照。

¹² 豊橋市史編集委員会編『豊橋市史』第 4 巻、豊橋市、1987 年、85～88 頁。

¹³ 豊橋整地事業誌編集委員会編『豊橋整地事業誌』豊橋整地協会、1959 年、143～147 頁。

¹⁴ 前掲、『豊橋市史』第 4 巻、85 頁。

¹⁵ 前掲、「振袖を着ない千姫」。なお、この記事では東田遊廓から小池への移転は 1944 年 6 月とされるが、別記事で有楽荘組合長は 44 年 7 月のこととする（「豊中跡へ行きたい有楽荘組合長が声明」『東三新聞』1950 年 12 月 3 日 1 面）。「東田特殊カフェー街 地元民が積極的に運動」『東三新聞』（1950 年 7 月 6 日 1 面）は、1944 年 7 月 15 日移転とする。史料のなかで判読不能であった文字は、□と表記した（以下、同様）。なお、本稿では、1950 年発行の『東三新聞』については、『東三新聞（昭和 25 年分）復刻版』（東海日日新聞社、1994 年）を使用した。その他の年の発行分は、豊橋市図書館新聞データベースを利用した。

¹⁶ 豊橋座談倶楽部史編集委員会編『激動・昭和の豊橋—豊橋座談倶楽部五十周年記念—』豊橋座談倶楽部、1991 年、29 頁。

¹⁷ 前掲、『豊橋市戦災復興誌』350 頁。

¹⁸ 前掲、『激動・昭和の豊橋—豊橋座談倶楽部五十周年記念—』30 頁。

¹⁹ 愛知県警察史編集委員会編『愛知県警察史』第 3 巻、愛知県警察本部、1975 年、388～389 頁。

²⁰ 内務省警保局が 1946 年 12 月に発した「最近の風俗取締対策について」（労働省婦人少年局編・発行「売春に関する資料—改訂版—」、1955 年、23～24 頁）。

²¹ 前掲、『豊橋整地事業誌』、143 頁。

- 22 吉川利明『豊橋の町名の変遷』豊橋文化協会、1976年、40頁。
- 23 前掲、「振袖を着ない千姫」。
- 24 前掲、「東田にも特殊カフェー街 地元民が積極的に運動」。
- 25 「設置や移転も可能 東田へ特殊カフェーの計画」『東三新聞』1949年7月13日2面。
- 26 豊橋市政八十年史編さん委員会編『豊橋市政八十年史』豊橋市、1986年、161頁。前掲、『豊橋市戦災復興誌』336頁。
- 27 鈴木千里「名古屋における住宅営団住宅地とその変遷」2009年3月、9頁（名古屋都市センターウェブサイト <https://www.nup.or.jp/nui/user/media/document/investigation/h20/20tokubetu.pdf>、2022年1月22日閲覧）。
- 28 前掲、『豊橋市政八十年史』161～162頁。
- 29 「『特飲街』」『東三新聞』1952年4月24日2面。
- 30 「特飲街の移転問題」『東三新聞』1952年4月9日2面。
- 31 「豊橋中学校」豊橋百科事典編集委員会編『豊橋百科事典』豊橋市文化市民部文化課、2006年、513頁。
- 32 岩瀬彰利「戦前の豊橋 豊橋空襲で消えた街並み」樹林舎、2016年、78～83頁。
- 33 前掲、「豊橋中学校」。
- 34 前掲、『豊橋市戦災復興誌』288、365頁。「“歓楽街”は是か非か 地元民の反対を押しして強行か」『東三新聞』1950年11月22日2面。
- 35 1951年7月9日豊橋市議会定例会における大竹藤知市長の発言（豊橋市議会定例会の会議録、豊橋市議会事務局所蔵）。
- 36 「観光都市の構想 豊中跡を繁華街に指定？」『東三新聞』1950年10月27日、1面。なお、「昭和二十五年十月二十五日開会 豊橋市議会定例会々議録」（豊橋市議会事務局所蔵）では、市長や影山の発言は「豊城跡」と記載されている。
- 37 前掲、『豊橋市戦災復興誌』、289頁。
- 38 1951年3月5日開催豊橋市議会定例会継続会の会議録（豊橋市議会事務局所蔵）。引用文中の踊り字は、適宜仮名に変換し表記した（以下、同様）。
- 39 「『歓楽街』是非の弁（上）」『東三新聞』1950年11月26日1面。
- 40 「歓楽街か裁判所か」『東三新聞』1950年11月23日1面。
- 41 「ジックリ腰を下して検討を加えたい 河合委員長談」『東三新聞』1950年11月25日1面。
- 42 「歓楽街は実現不可能 大竹市長の決断近し」『東三新聞』1950年12月3日1面。
- 43 前掲、「ジックリ腰を下して検討を加えたい 河合委員長談」。
- 44 「結婚式場は否定 きのう大竹市長が」『東三新聞』1950年12月2日1面。
- 45 「敷地利用の問題は残る 船頭多く船は山へ」『東三新聞』1950年12月3日1面。
- 46 前掲、「豊中跡へ行きたい 有楽荘組合長が声明」。なお、同組合長は、1924年、28年の2回にわたって市議員に当選している（前掲、『豊橋市政八十年史』731～732頁）。戦後初期にも同姓同名の人物が市議会議員選挙に立候補しているが、落選している（豊橋市ウェブサイト「選挙の記録—各選挙の投票結果候補者別得票数」<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/8178/furoku4.pdf>）。
- 47 「元豊中跡敷地利用の議論百出 有楽荘、移転を諦める？ 現在地で交通網の開拓を計る」『東三新聞』1950年12月7日1面。対山荘とは、豊橋電気軌道株式会社取締役社長などをつとめた武田賢治（1865～1937年）の住居である（郷土豊橋を築いた先覚者たち編集委員会編『郷土豊橋を築いた先覚者たち』豊橋市教育委員会、1986年、120～121頁）。
- 48 前掲、「『歓楽街』是非の弁（上）」。
- 49 「裁判所（豊橋市大國町）」前掲、『豊橋百科事典』、250頁。
- 50 前掲、「歓楽街か裁判所か」。「繁華街設置に強硬意見 裁判所側市に申し入れ」『東三新聞』1950年11月21日1面。
- 51 同前。
- 52 「裁判所が斡旋を陳情 敷地問題が微妙な動き」『東三新聞』1950年11月25日1面。
- 53 「裁判所は元練兵場へ 市当局、近く折衝開始」『東三新聞』1950年12月7日1面。

- 54 前掲、「「歓楽街」は是非か 地元民の反対を押しして強行か」。
- 55 前掲、「「歓楽街」は是非の弁（上）」。
- 56 前掲、『豊橋市戦災復興誌』367頁。本資料の発言者の姓名は本稿では一部、A～Dに置き換えた。
- 57 「昭和二十五年十二月二十一日開会 豊橋市議会定例会々議録」（豊橋市議会事務局所蔵）。前掲、『豊橋市戦災復興誌』367頁。本稿本文中の決議文の文面は市議会会議録に拠ったが、『豊橋市戦災復興誌』収録の文面は「元豊橋中学校跡敷地へ歓楽街の新建設は、風紀上茲に絶対反対する。」とあり、一部語句に異同がある。
- 58 前掲、『豊橋市戦災復興誌』367頁。「反対陳情書積み積つて一尺五寸 PTA など三万人の署名 歓楽街建設に地元民は徹底的に反対」『東三新聞』1950年12月2日1面。
- 59 「中部中学校（豊橋市舟原町）」前掲、『豊橋百科事典』429～430頁。
- 60 前掲、『豊橋市政五十年史』403～404頁。「母性同盟四ヶ年の足跡 母の誇り高く……数々の業績に輝く」『東三新聞』1950年11月（発行日不明）。
- 61 岡本繁男編『豊橋中部教会六十年略史』日本基督教団豊橋中部教会、1956年。
- 62 豊橋市校区社会教育委員会連絡協議会・校区社教のあゆみ編集委員会編『校区社教のあゆみ』豊橋市校区社会教育委員会連絡協議会、1984年、17～18頁。
- 63 「歓楽街に反対の烽火 キリスト連盟が起つ」『東三新聞』1950年11月25日1面。
- 64 「「歓楽街」是非の弁（下）」『東三新聞』1950年11月（日付不明）。
- 65 前掲、「昭和二十五年十二月二十一日開会 豊橋市議会定例会々議録」。
- 66 同前。
- 67 「裁判所敷地決定へ 豊中跡の利用、現実化」『東三新聞』1950年12月21日1面。「歳末喧騒に鳴りをひそむ 三つの歓楽街問題 築き上げた砂上の楼廓？」『東三新聞』1950年12月26日1面。
- 68 前掲、1951年3月5日開催豊橋市議会定例会継続会の会議録。また、「超満員の議場に熱弁展開 繁華街建設意志捨てず 市電乗入れは見通し困難」『東三新聞』1951年7月11日1面。
- 69 愛知県立時習館高等学校創立70周年記念事業実行委員会編『創立70周年記念誌』時習館同窓会、1964年、83頁。前掲、『豊橋市戦災復興誌』234頁。前掲、『豊橋百科事典』2006年。
- 70 奥田暁子「GHQの性政策—性病管理か禁欲政策か」恵泉女学園大学平和文化研究所編『占領と性—政策・実態・表象』インパクト出版会、2007年。
- 71 羽田野慶子「売春防止法関係資料—買売春にとりくむ戦後の女性運動—」『国立女性教育会館研究ジャーナル』第12号、2008年3月。および、後述の藤田ゆき論文。また、以降この段落の記述については、特に断らない限り、藤田ゆき「戦後の性暴力問題—『性暴力問題資料集成』の刊行に寄せて」『性暴力問題資料集成 解説・総目次』（不二出版、2006年）を参照した。
- 72 藤野豊『性の国家管理 買売春の近現代史』不二出版、2001年、221～222頁。
- 73 三橋順子「新宿「性なる街」の歴史地理」朝日新聞出版（朝日選書）、2018年、114～116頁。
- 74 以上、『売春に関する年表 昭和20年～40年（婦人関係資料シリーズ 一般資料第60号）』労働省婦人少年局、1966年。
- 75 「豊川も歓楽街移転問題化 地元民一斉に反対 斗争方針すでに確立」『東三新聞』1950年11月26日2面。
- 76 「反対運動も最高潮 豊川の歓楽街問題」『東三新聞』1950年11月30日1面。「わきにわく 豊川円福荘問題」『東三新聞』1950年12月1日1面。「“円福荘” 反対熾烈 全市の九割が署名す」『東三新聞』1950年12月10日1面。「公安委員会の決裁未だし 豊川“円福荘”問題や、停頓」『東三新聞』1950年12月19日1面。
- 77 「花田に高級歓楽街 地元民が積極的運動展開」『東三新聞』1950年12月8日1面。および、「歓楽街なら大歓迎デス！ 二千坪の敷地提供 西駅前に不夜城つくろう」『東三新聞』1950年12月10日1面。「あくまで慎重に 花田の高級歓楽街問題」『東三新聞』1950年12月14日1面。
- 78 前掲、「特飲街の移転問題」。